

# 主 な 議 案 の 内 容

質疑および討論については、その主なものを掲載しています。

各議案の概要は市議会ホームページに掲載しています。

## 市長提出議案

### 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

本議案は、最高デジタル責任者を設置することに伴い、新たに報酬を定める必要があるため、提案されました。

改正の内容は、本市のDXの推進等を担う最高デジタル責任者の報酬を月額7万円と定めるものです。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行します。

### 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

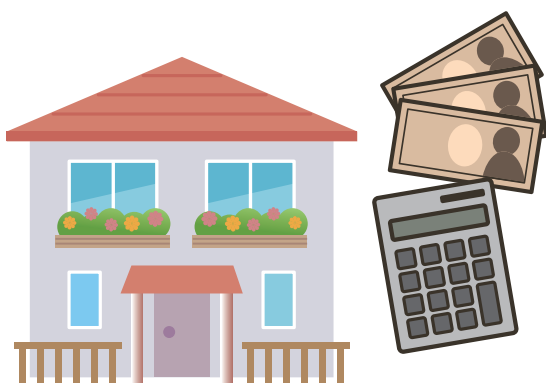
本議案は、職員の住居手当について所要の改正を行う必要があることから、提案されました。

改正の内容は、賃貸に係る住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を「1万2000円」から「1万6000円」に改めるとともに、住居手当の支給額の上限額を「2万7000円」から「2万8000円」に改めるもので、令和5年4月1日から施行します。

また、自宅に係る住居手当について、令和6年度から令和8年度まで段階的に引き下げ、同年度末で廃止するもので、令和6年4月1日から施行します。

#### ▶反対討論

現在、コロナ禍と異常な物価高騰によって、国民の暮らしは放置できない深刻な事態になっている。こうした中で、民間との均衡を図るという名目で、国が制度を廃止したからといって、地方公務員も手当を廃止され、給与を減らされては、賃下げの負のスパイラルから抜け出すことはできない。市においては、職員の賃金を引き上げる取り組みと、国に対して賃金の引き上げを要望する姿勢が不十分であることから、本議案に反対する。



### 東埼玉消防指令業務共同運用協議会の設置について

本議案は、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市および草加八潮消防組合において東埼玉消防指令業務共同運用協議会を設置することについて協議するため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、提案されました。

本協議会については、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、さらに質の高い消防指令業務を展開するとともに、消防行財政の合理化および効率化を図るため、規約を定め、令和5年5月1日から協議会を設置し、令和8年度から消防指令業務の共同運用を目指すものです。

本規約については、同協議会の組織、担任する事務の管理および執行の方法、経費の支弁の方法など、基本的な事項を定めるものです。

なお、本規約は、令和5年5月1日から施行します。



現在の越谷市消防指令センター

### 越谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

本議案は、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、提案されました。

改正の内容は、現行の支給額「40万8000円」を「48万8000円」に支給額を引き上げるものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

### 越谷市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

本議案は、空き家等の適正管理を促進するため、所要の改正を行う必要があるため、提案されました。

改正の内容は、空き家等の管理不全な状態が、周辺的生活環境に悪影響を与えるときは、窓や門扉などの閉鎖等を可能とする「軽微な措置」の規定を新設するものです。

また、昨今、全国的に自然災害等の激甚化により、建築物に対する緊急的な対応の必要性が高まっていることから、所有者等が判明しない場合にのみ可能とされている危害を避けるための必要最小限の措置の対象範囲を拡大するとともに、当該措置の名称を「緊急安全措置」とするほか、条文整備を行うものです。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行します。

### 越谷市立体育館条例及び越谷市立屋外体育施設条例の一部を改正する条例制定について

本議案は、越谷市立体育館等の増使用料の見直しに伴い、関係する2条例について所要の改正を行う必要があるため、提案されました。

改正の内容は、入場料金等を徴収する場合における、興行の主催者などに対する使用料については、基本使用料のほか増使用料を徴収していますが、このたび当該増使用料の額

を見直し、「最高の入場料金等に70ないし100を乗じて得た額」から、「販売予定数の最も多い価格区分の入場料金等に70ないし100を乗じて得た額」に改めるものです。

これにより、主催者側にとって、入場料金設定の自由度が上がり、興行がしやすくなるという効果が期待され、市としてもプロスポーツ等の積極的な誘致により、市民のスポーツ観戦機会の充実につなげようとするものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行し、同年9月1日以後の使用に係る使用料について適用するものです。

### 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する7条例において所要の改正を行う必要があるため、提案されました。

改正の内容は、児童福祉施設等における安全対策等として、児童の安全確保に関する計画策定等の義務、自動車運行時における園児の所在確認等の義務および業務継続計画策定等の努力義務をそれぞれ定めるもので、令和5年4月1日から施行します。

また、保育所等における人員配置基準等として、インクルーシブ保育のための人員配置基準等の緩和および看護師等の配置特例の緩和に係る改正を行うもので、令和5年4月1日から施行します。

さらに、民法の一部が改正され、親権者の懲戒権の規定が削除されたことに伴い、関係規定を削除するもので、公布の日から施行します。

### 令和4年度越谷市一般会計補正予算(第10号)について

歳入では、補助金や事業費の確定等に伴う国県支出金および市債の整理のほか、再算定に伴う普通交付税の追加が主なものです。

歳出では、補助金や事業費の確定等による整理のほか、国の補正予算の活用による事業費の追加や、財政調整基金および公共施設等整備基金への積立金の追加が主なものです。

補正予算額は、一般会計で3億6000万円、特別会計全体で110万円の追加となります。

補正後の予算総額は、一般会計で1283億4300万円、特別会計で626億9123万3000円、事業会計を含めた全会計の予算総額は、2149億6063万3000円となります。

### 令和5年度越谷市一般会計予算について

令和5年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の長期化やエネルギー価格の上昇などが市民生活に大きく影響し、地方財政を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、第5次越谷市総合振興計画の着実な推進と、「いのちと暮らしを守る」、「子どもが輝く社会に」、「越谷の未来を創る」の政策の三本柱の実現に向けて、編成されました。

#### 令和5年度(2023年度)当初予算の概要

区分	予算額	増減率(%)
一般会計	1118億円	5.5
特別会計	593億5400万円	1.3
病院事業会計	133億5140万円	▲0.1
公共下水道事業会計	101億9390万円	▲3.2
総 額	1946億9930万円	3.3



